平成２４年（フ）第４３５４号
大阪府箕面市萱野４丁目10番７号
債務者　三浦豊美男
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３５号
大阪府河内長野市市町401番地の１　ヴィルフォーレミチハタ207号
債務者　原田　哲也
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５１８号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番118―302号
債務者　美濃部昌子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５５８号
堺市西区浜寺石津町西４丁３番８号　メゾンユービ浜寺３－Ａ
債務者　上柿　堅太
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７１２号
堺市北区百舌鳥陵南町３丁377番地１　サンシャイン大和302
債務者　塩塚優美子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７４６号
大阪府富田林市錦織東１丁目12番５号
債務者　森田　博行
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７５２号
堺市堺区出島海岸通２丁１番３号　みなと駅前住宅201号
債務者　岡本　瑤子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７６５号
大阪府羽曳野市羽曳が丘９丁目17番12号、住民票上の住所大阪府羽曳野市はびきの６丁目411番地の３
債務者　芳村　由香
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７６７号
大阪府富田林市藤沢台１丁目１番318―201号、前住所大阪府富田林市寺池台５丁目14番16号
債務者　大津　幸恵
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７６９号
堺市北区東浅香山町３丁78番地３
債務者　廣野　宏子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７７５号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番27―305号
債務者　森本　道人
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７７６号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番27―305号
債務者　森本アツ子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７８１号
堺市北区東浅香山町２丁251番地１　泉ニューライフ505号
債務者　アイワードこと　有近　克典
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７８２号
堺市北区東浅香山町２丁251番地１　泉ニューライフ505号
債務者　有近　英子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７８３号
大阪府藤井寺市小山藤美町11番１―1001号
債務者　重田　茂美
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係